

■PTA 団体傷害保険 補償の概要等

【補償の内容】

PTAの管理下でPTA行事*1に参加している間*2の「急激かつ偶然な外来の事故」により、被保険者(保険の対象となる方)*3がケガ*4をした場合に保険金をお支払いします。

*1 国内においてPTAが主催または共催し、PTA総会、運営委員会等、PTA会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。

*2 PTA行事の開催場所と住居との往復途上を含みます。

*3 被保険者(保険の対象となる方)は次に掲げる方となります。

①PTA会員およびその学校に通学される児童・生徒

②PTA会員の同居の親族の方

③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

*4 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうべきケガは保険金お支払いの対象となりません。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ 保険契約者または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ。保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ 自動車等の乗用用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	
通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療の指示により所定の部位の骨折等によりギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p> <p>*1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。</p>	

等

ご加入の際のご注意

①告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務)等

・加入依頼書等に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。この保険では、「他の保険契約等★1」を締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

*1 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことで、他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

②死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者(保険の対象となる方)の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

③ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

④ご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

⑤損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の被保険者(保険の対象となる方)または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いませぬ。

その他ご加入に関する注意事項

①加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

②ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

事故が起こったとき

①事故の通知:事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。

②保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

PTA 団体傷害保険は「PTA 団体傷害保険特約(B)セット傷害保険」のペットネームです。

このパンフレットは PTA 団体傷害保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。

■PTA賠償責任保険

次の「保険金をお支払いする場合」に掲げる事由により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(2)は追加オプションにご加入の場合のみの補償ですのでご注意ください。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>(1) 管理者賠償責任担保条項 PTA管理下(注1)における以下の法律上の損害賠償責任をPTAが負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>① PTA活動に伴う賠償責任 保険期間中に、PTA(注2)がPTA活動(注3)の遂行(加入依頼書記載の施設の所有・使用・管理を含む)に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体に障害(傷害に起因する死亡を含みます。)を与えたり、他人の財物を損壊(滅失・破損・汚損)させたことによる法律上の損害賠償責任</p> <p>② 保管物に係る賠償責任 PTAが使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具などの財物(保管物といいます)を、保険期間中に、PTAの構成員であるPTA会員および児童・生徒が損壊・紛失または盗取されたことによる法律上の損害賠償責任</p> <p>(2) 児童・生徒賠償責任担保条項 PTAの児童・生徒が、PTAの管理下・管理外を問わず日本国内において保険期間中に他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊させたことにより、PTAの児童・生徒および児童・生徒の法定監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(注1)「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督または指導下において、「PTA活動」を行っている間をいいます。ただし、PTAの構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含まれません。</p> <p>(注2)「PTA」とは、保護者と教師の会をいひ、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、または児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実に努めるため、PTA会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。</p> <p>(注3)「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動または実践活動で、PTA総会または運営委員会における決定などPTA会則(名称は問いません)に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。</p>	<p>①法律上の損害賠償金※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。</p> <p>②引受保険会社の書面による同意を得て支出した賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の訴訟費用</p> <p>③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用</p> <p>④事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たった場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>*裁判によって確定した損害賠償金のみならず、調停・示談などに基づく損害賠償金もお支払いの対象となります。</p> <p>*損害賠償金には治療費、入院費や修繕費のほか、ケースによっては慰謝料や逸失利益も対象となります。</p> <p><保険金のお支払い方法> 上記①は、損害額から免責金額を控除した額につき、ご加入された支払限度額を限度にお支払いします。 上記②～⑤は原則として実額をお支払いします。ただし②は、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。</p>	<p>①管理者賠償責任担保条項および②児童・生徒賠償責任担保条項 共通</p> <p>①契約者・被保険者の故意</p> <p>②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波または高潮</p> <p>④他人との特別な約定により加重された賠償責任 など</p> <p>②管理者賠償責任担保条項 (下記①～③は「PTA活動に伴う賠償責任」にのみ適用し、④は「保管物に係る賠償責任」にのみ適用します)</p> <p>①被保険者が所有、使用または管理する施設の修理、改築または取壊しなどの工事に起因する賠償責任</p> <p>②自動車、原動機付自転車、車両(自転車等人力によるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任</p> <p>③被保険者の占有を離れた物や飲食物に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者が第三者から借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日経過後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任</p> <p>⑤PTA活動終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任 など</p> <p>③児童・生徒賠償責任担保条項</p> <p>①被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任</p> <p>②被保険者の心神喪失に起因する賠償責任</p> <p>③自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、車両(自転車等人力によるものを除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任 など</p> <p>※詳細は約款の免責事由等によりましてので不明な点はお問い合わせください。</p>

■生産物賠償責任保険

生産物賠償責任保険は、①記名被保険者が製造、販売または提供した生産物に起因する事故、②記名被保険者が行った仕事の結果に起因して、仕事の終了後に生じた事故、について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

保険金をお支払いする場合	お支払対象となる保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
<p>生産物や仕事の結果に起因して、保険期間中に日本国内で発生した事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。</p>	<p>①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となりますので、ご注意ください。</p> <p>②訴訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が専断の同意を得て支出した弁護士費用等の訴訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)</p> <p>③損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④緊急措置費用 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たった場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p><保険金のお支払い方法> 上記①は、損害額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご加入された支払限度額が限度となります。 お支払いする保険金＝①法律上の損害賠償金－免責金額 上記②～⑤は原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額が適用されません。) お支払いする保険金＝②訴訟費用＋③損害防止軽減費用＋④緊急措置費用＋⑤協力費用 例外：「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合は、②訴訟費用は下記の式に従ってお支払いします。 お支払いする保険金＝②訴訟費用×支払限度額/①法律上の損害賠償金</p>	<p>次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細については、約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。</p> <p>①故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売・提供した生産物または行った仕事の結果</p> <p>②生産物・仕事の目的物の機能・性能に関する不当表示または虚偽表示</p> <p>③仕事の行われた場所が設置または遺棄された機械・装置または資材</p> <p>④次の財物の損壊または使用不能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産物 ・仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物 <p>⑤仕事の終了または放棄の前に発生した事故</p> <p>⑥正当な理由なく回収等の措置(リコール等)を行わなかった場合に生じた事故等</p> <p>⑦事故の拡大または発生を防止するために講じられた次の財物の回収・検査・修理・交換その他の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産物・仕事の目的物(これらが一部をなすその他の財物を含みます。) ・生産物(生産物が一部をなすその他の財物を含みます。)が機械・工具またはその制御装置である場合は、その機械・工具によって製造・加工された財物 <p>⑧次の生産物・仕事の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 航空機またはロケット、人工衛星、宇宙船その他これらに類するもの b. 記名被保険者が、aの胴体、翼、安定板、エンジン、操縦装置、運航機器、着陸装置、電子機器、油圧機器または専用機器として使用される装置・部品とするために、製造・販売・提供した財物 c. aの保守、点検または修理の結果 <p>⑨石棉(アスベスト)、石棉の代替物質(それらを含む製品を含みます。)の発がん性その他の有害な特性</p> <p>⑩汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出(ただし、突発的な事故を原因として不足かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社へ通知されたものは、お支払いの対象となります。)</p> <p>⑪排水または排気(煙を含みます。)</p> <p>⑫医療行為等、法令により有資格者以外の者が行うことを禁じられている行為</p> <p>⑬放射性物質・核原料物質・放射性元素・放射線同位元素等による有害な特性またはその作用(放射能汚染、放射線障害を含みます。)(ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。)</p> <p>⑭保険契約者、被保険者の故意</p> <p>⑮戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮</p> <p>⑯他人との特別な約定により加重された賠償責任</p> <p>⑰被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(死亡を含みます。)に起因する賠償責任</p>

* 日本国外において発生した事故は、補償されません。

生産物賠償責任保険に付帯される特約条項

訴訟対応費用担保特約条項	この保険の対象となる事故が発生し、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、被保険者が応訴するために負担する事故の再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当な訴訟対応費用に対して保険金をお支払いする特約条項です。
人格権侵害担保特約条項	不当な身体拘束または表示行為による、他人の事由、名誉またはプライバシーの侵害についての賠償損害を補償する特約です。 <保険金をお支払いしない主な場合> ①最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続:反復として行われた不当行為 ②事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為 ③被保険者によって、または被保険者の了解・同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。) ④被保険者による採用・雇用・解雇に関して行われた不当行為 ⑤広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
不良完成品・不良製造加工品損害担保特約条項	被保険者が完成品または製造品・加工品の損壊または損壊によるその使用不能についての法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により、保険金を支払います。 <保険金をお支払いしない主な場合> 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合の損害

- ①<告知義務>加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には告知受領権があります。
- ②<補償の重複に関するご注意>補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は補償が重複することがあります。補償が重複すると対象となる事故について、どちらか一方のご契約からは保険金が支払われな場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認の上、ご契約の要否をご検討下さい。
- ③<通知義務>ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ④保険料の払込については足立区立小学校PTA連合会からの事務要領によります。
- ⑤PTA賠償責任保険は、保険料不精算特約を付帯しております。保険契約締結時の確定した児童・生徒数(把握可能な最近の一定日における児童・生徒数以下、保険料算出基礎数字といえます。)にもとづいて保険料を算出します。保険期間中の児童・生徒数の減少・増加による精算は原則として行いません。なお保険契約締結時にご申告いただいた児童・生徒数が過少であった場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。
- ⑥生産物賠償責任保険には、保険料不精算特約を付帯しております。保険契約締結時の確定した児童・生徒数(把握可能な最近の一定日における児童・生徒数以下、保険料算出基礎数字といえます。)にもとづいて保険料を算出します。保険期間中の児童・生徒数の減少・増加による精算は原則として行いません。なお保険契約締結時にご申告いただいた児童・生徒数が過少であった場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。
- ⑦保険料は契約時に確定させる方式となっております。ご加入に際して保険料算出基礎数字を確認できる客観的資料(児童・生徒数が記載されているPTAの会計報告等、生産物賠償責任保険をご契約の場合は売上が確認できる資料等)をご提出下さい。該当資料がない場合またはその他詳細については取扱代理店または引受保険会社へお問合せ下さい。
- ⑧<保険金請求の際のご注意(先取特権について)>責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次のaからcまでの場合に限られますので、ご了解下さい。

- a. 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行なっている場合 b. 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- c. 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合
- ⑨<もし事故が起きたときは>ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面にて取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ⑩この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行なう「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知おき下さい。なお、引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談締結された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
- ⑪<他の保険契約等がある場合>この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ⑫引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害賠償契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等(原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。ご加入者控へについて:加入者証は発行されませんが、加入依頼書控等加入内容を記録したものをパンフレットとともに保険期間の終了時まで保管ください。
- ⑬<ご加入者と被保険者が異なる場合>ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
- ⑭<重大事由による解除について>以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にご加入した保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

このご案内書は、PTA賠償責任保険、生産物賠償責任保険およびこれらに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。上記保険に関するすべての事項を記載していません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款及び付帯する特約条項をご確認下さい。保険約款等の内容のご確認を希望される場合、団体までご請求下さい。また保険金の支払条件・ご加入手続、他にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問合せ下さい。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

0570-022808



IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
受付時間:平日 午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

通話料
有料

事故発生時のお手続き方法

① 事故報告

『傷害事故受付票』または『賠償責任事故受付票』に必要事項をご記入のうえ、FAXにて代理店宛て、ご報告いただきます。

《FAX 送信先：03-3605-3134》

ご希望の方には代理店より、事故報告受理通知書をFAXにて返信いたします。事故受付票の内容により、保険金支払の可否について判断をさせていただく場合があります。

※お電話でのご報告の場合（東京海上日動安心 110 番）

《事故受付センター：0120-119-110》

お電話でのご報告の場合、証券番号（傷害 Y148030390）

（賠償 Y148031016）

（生産物 Y148031171）と

契約者名は「足立区立小学校 PTA 連合会」様です。

単位 PTA 名ではお手続きできません。

② 保険金請求手続き

以下の書類をご提出下さい。

● 傷害事故の場合

保険金請求書 診断書（専用）、その他必要書類

レクリエーション事故証明書（事故受付時に PTA 事故証明書欄未記載の場合）

● 賠償事故の場合

保険金請求書、示談書、写真修理見積書、領収書、診断書、その他必要書類

③ 保険金支払

送付いただいた保険金請求書類に基づき算出された保険金をご指定口座にお振込みいたします。

（注）

- ・ 傷害事故の場合、保険金の受取は受傷者ご本人の預金口座でご請求下さい。他の方の口座の場合（受傷者が児童・生徒で支払先が保護者の方となる場合など）はご本人と続柄の分かる書類（健康保険証コピーなど）を添付下さい。
- ・ おケガによる支払保険金が 10 万円以下の場合（入院 20 日、通院 33 日まで）診断書は不要です。（診断書料は自己負担となります）
- ・ 接骨院へのご通院・日常生活へ支障をきたさなくなった後の通院に対しては協定のうえ、日数を削減させていただく事がございます。
- ・ 賠償事故の場合、事前に代理店に相談されることなく、示談金や賠償金の支払をしないようご注意ください。（示談交渉の代行サービスはございません）